

総合的な地球温暖化対策の取り組みを求める意見書

気象庁が昨年7月に発表した「気候変動監視レポート2018」によると、最近の極端な気象・気候現象の長期的な増加傾向には、地球温暖化の影響があると考えられ、一昨年8月に開催した「異常気象分析検討会」においても、一昨年夏の顕著な高温及び豪雨の背景に地球温暖化の影響があったという見解を公表した。

このように、地球温暖化が進んでいることはもはや疑う余地がなく、その影響で私たちは、かつて経験したことのない気候変動に直面しており、本町においても、豪雨災害や猛暑による熱中症のリスクの増大等がますます懸念されている。地球温暖化に対処し、社会の持続可能な発展を図るためには、温室効果ガスの排出を抑制し、省エネや脱炭素社会に向けた取り組みを加速させることをあらためて国民的な議論の中で共通認識として持つことが求められる。そして、世界的にも、2015年12月に国連で採択されたパリ協定や一昨年末のCOP24、そして、国連の気候変動に関する政府間パネル（IPCC）による、温暖化が海面上昇に与える影響が発表されるなど、温暖化への危機感が世界的にこれまでにないほど高まっている。

国においては、2050年のカーボンニュートラルの実現、水素基本戦略による水素社会の実現など、具体的な取り組みを進めようとしている。

この危機的な状況に際し、現在の世界的な動きと意思を共有し、地球温暖化対策の更なる強化の推進を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年12月21日

京都府精華町議会

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、環境大臣